

2018年度②

訴訟法オプション試験

(全 3 ページ)

問 題

ページ

民事訴訟法 1

刑事訴訟法 2

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法②

I 以下の各問い合わせについて、それぞれ 100 字以内で答えなさい。(20 点)

- (1) 法律上の事実推定とは何か。
- (2) 過去の権利や法律関係の確認の訴えが原則として不適法とされるのはなぜか。

II 次の事案を読んで、下記の問い合わせに答えなさい。各問い合わせは独立のものとする。

(80 点)

Xが、Yに対して、700万円の貸金返還請求の訴えを提起した（本件訴え）。Xは、本件訴えを提起するに際し、1000万円の貸金返還請求権のうちの700万円の権利を主張する訴えであることを明示していた。

- (1) 本件訴えによって、Xの主張する貸金返還請求権のうち残部の300万円の部分について、消滅時効は中断するか。
- (2) Yが、Xに対して500万円の反対債権を有しているとして、訴訟上の相殺を主張したところ、裁判所は、Xには1000万円の貸金返還請求権があり、Yが主張する反対債権も全額が認められると判断した。裁判所が、訴訟上の相殺を認めて判決する場合、どのような判決をすべきであるか。

刑事訴訟法②

I 以下の〔1〕、〔2〕について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

〔1〕違法な逮捕につづく被疑者の勾留が原則として許されない理由について、説明しなさい。(10点)

〔2〕訴因変更命令が裁判所の義務となる場合について、判例はどのような立場をとるか、説明しなさい。(10点)

II

以下の【事例】を読み、【問い合わせ】に答えなさい。(80点)

【事例】

1 京都市中京区に住む会社経営者のAは、息子Bが小学校から下校したはずなのに、夜遅くなても帰宅しないため、警察に捜索願を提出した。その日の午後10時ころ、自宅でAが警察官甲から事情を聴取されていたとき、息子Bの携帯電話からAの携帯電話に着信があった。Aが出たところ、男の声で「息子を誘拐した。無事に帰してほしければ、3千万用意しろ」と要求された。

警察官甲は、翌日、携帯電話会社に対し、息子Bの携帯電話の番号を伝え、前日午後10時頃の着信時に、Bの携帯電話が架けられた場所を特定して、連絡してほしいと依頼した（下線1）。携帯電話会社は、数時間後、京都市北区とおまかに特定した架電場所を警察官甲に連絡した。

警察官甲らは、連絡を受けた場所周辺について徹底的に聞き込み捜査などしたが、Bの行方を知る手掛りは何ら得られなかった。

2 翌日、Aの携帯電話に男から再度架かってきた電話によりAは、3千万円の身代金をカバン1個に詰めて京都市下京区のT交差点に午後3時に行き、そこで連絡を待つように指示された。警察官甲は、Aの承諾を得て、身代金を詰めたカバンの底にGPS端末を設置し、カバンの位置情報をパソコンで確認できるようにした（下線2）。

午後3時からT交差点で待機していたAは、待機中に男から架かってきた電話の指

示に従い、午後3時10分ころ、走行してAの前に停車した自動車の後部座席にカバンを投げ入れた。

3 警察官甲は、午後3時前から午後5時ころまでG P S端末を利用して獲得したカバンの位置情報により、カバンが届けられたと思料される場所をQ駅と特定した(下線3)。警察官甲らは、午後5時すぎにQ駅に急行し、Q駅前に停車していた自動車のドライバーXと助手席の同乗者Yに対し、職務質問を実施した。

4 警察官甲は、職務質問の結果、同乗者Yから、Xと2人でBを誘拐した旨の供述を得たため、その場でXとYを略取・誘拐罪で緊急逮捕した。その後、Xの自動車が駐車したQ駅前近くのX方居宅から、Bが発見され、保護された。

[問い合わせ]

1 下線1の警察官甲の行為は適法か、違法か、論じなさい。(20点)

2 下線2・3における警察官甲の行為は適法か、違法か、論じなさい。(60点)